

食安監発 0515 第 2 号

平成 27 年 5 月 15 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

(公 印 省 略)

麻痺性貝毒による食中毒の防止について

麻痺性貝毒による食中毒の防止については、「麻痺性貝毒等により毒化した貝類の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 6 日付け食安発 0306 第 1 号）に基づき、実施しているところです。

今般、別添 1 のとおり栃木県において麻痺性貝毒を原因とする食中毒が発生しました。

については、生産地又は出荷地の都道府県等においては、引き続き貝類の毒化の推移の把握に努め、食品衛生法第 6 条第 2 号に違反する貝類（以下「違反品」という。）が出荷されることのないよう監視指導を強化するなど必要な対策を講じていただくようお願いします。

あわせて、生産地又は出荷地以外の都道府県等においても、違反品が流通販売されることがないよう監視の強化をお願いします。

なお、標記については、別添 2 のとおり、農林水産省にも通知していることを申し添えます。

ホタテガイによる麻痺性貝毒食中毒の発生について

- 1 平成27年5月11日（月）、栃木県内の医療機関から栃木県に、「当病院に脱力、しびれ等の症状で入院している者が3名いる。3名とも同じイベントで購入したホタテガイを食べていた。」との通報があった。
- 2 栃木県が調査したところ、5月9日（土）及び10日（日）に栃木県内で開催されたイベントでホタテガイを購入して自宅で喫食した者のうち、4名が、5月10日から脱力感、しびれ等の食中毒症状を呈していることが判明した。
- 3 患者は当該イベントで購入したホタテガイを共通して喫食していること、患者の発症状況に共通性があり麻痺性貝毒による食中毒症状と一致すること、患者が購入したホタテガイの残品から規制値（4 MU/g）を超える麻痺性貝毒が検出されたこと、医師から食中毒の届出があったことから、栃木県は麻痺性貝毒を原因とする食中毒と断定した。
- 4 現在、岩手県において、イベントでホタテガイを販売した業者に対して、食中毒の原因となった当該ホタテガイについて、食品衛生法に基づき回収を命じるとともに、立入調査等を実施し、原因を究明している。

別添 2
食安監発 0515 第 3 号
平成 27 年 5 月 15 日

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

麻痺性貝毒による食中毒の防止について

麻痺性貝毒による食中毒の防止については、「麻痺性貝毒等により毒化した貝類の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 6 日付け食安発 0306 第 1 号）に基づき、実施しているところです。

今般、別添 1 のとおり栃木県において麻痺性貝毒を原因とする食中毒が発生しました。

については、生産海域における貝毒の監視及び管理措置を改めて徹底されるよう御協力をお願いします。

なお、標記については、別添 2 のとおり各都道府県等衛生主管部（局）長宛てにも通知していることを申し添えます。